

(仮称) 宇都宮市保育の必要性に係る認定の基準に関する条例の項目 (案)

項目	新制度基準	類型	本市の対応	
認定事由	<p>「保育の必要性」事由</p> <p>・子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次のいずれかに該当することとする。</p> <p>① 1月において、48時間から64時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。</p> <p>② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。</p> <p>③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。</p> <p>④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。</p> <p>⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。</p> <p>⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。</p> <p>⑦ 就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）していること。</p> <p>⑧ 虐待やDVのおそれがあること。</p> <p>⑨ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であると認められること。</p> <p>⑩ その他、上記に類する状態として市が認める場合</p>	—	国の基準どおり	<p>①の就労下限時間については、64時間とする。</p> <p>①以外は国の基準どおりとする。</p>